

## 原発事故時の住民避難計画説明会等に関する質問・要望書

2015年10月30日

青字は回答(10月30日)

おおい町長 中塚 寛 様

町長も出席されて、9月におおい町内4地区で「原子力災害時の住民避難計画説明会」が開かれました。6月には「原子力災害時における住民避難計画」が策定され、それを基にした「おおい町住民避難マニュアル(原子力災害)」が各戸に配布されました。住民説明会ではその内容について町から説明があり、住民から質問や意見を聞くことになっていました。

しかし、町内4地区の説明会の中には、参加者が非常に少ない会場や、住民の意見を聞く時間が少ないことに不満の声があがった会場もあったと聞いています。これでは、住民に説明したことにはなりません。

私たちは、9月26日の名田庄地区での説明会の前に、2回に分けて名田庄地区全戸に、町の住民避難計画の問題点等を紹介したチラシを配布しました(9月25日と27日)。説明会があることを知っている人は少なく、また、避難出来ないのではないかと不安や疑問を語る人も多くありました。

住民説明会と名田庄地区でのチラシ配布等を通して出てきた問題点について、下記の質問と要望にお答えください。

### 【質問事項】

#### A. 住民説明会について

1. 4地区(大島・佐分利・本郷・名田庄)の住民説明会の参加者は、それぞれ何人ですか？

大島地区：28名、佐分利地区：21名、本郷地区：54名 名田庄地区：37名

合計140名の方々の参加ということでした。[注：人口が約8700人として1.6%]

2. 参加人数が少なかったのはなぜだと思いますか？参加を呼びかける広報活動等はどのように行ったのですか？

説明会の参加の呼びかけにつきましては、チラシを全戸配布しました。

あと、全家庭にあります告知放送で参加の呼びかけを行いました他、町のホームページにおきましても、周知をさせていただきました。

少なかったのはなぜかということですが、それなりに皆さんのご家庭に周知をさせていただきましたけれども、ご質問の中にもございましたように、時間的なものが合わなかったということもあろうかと思えます。それ以外に、興味のないといえますかそういう方もあるかもしれませんし、その辺のところは、時間的なもの、日時的なものが合わなかったということはあったかと思えますが、あとにつきましては、理由というよりも、できるだけ住民の皆さんにいきわたるような周知の仕方をさせていただいたということでございます。

3. 住民説明会で出た意見などについて、どのように対応するのですか？

お聞きしました意見等につきましては、避難計画の今後の修正に反映するように精査していきたい。関係機関と連携いたしまして、訓練等を通じて検証と改善を重ねてまいりたいと考えています。

4. 町内を4地区に分けた広範囲の会場でそれぞれ1回だけの説明会では「会場が遠いので参加できない」「夜の時間帯では、車もなく会場に行けない」「高齢なので会場まで夜に歩いて行けない」等の声を私たちは聞きました。

高浜町では、集落毎に合計60回の説明会が行われました。わずか数件の集落でも丁寧に回ったと聞いています。おおい町でも、多くの住民が参加でき、確実に避難先や方法を理解してもらえるように、集落毎に丁寧な説明会を開くべきではないですか？

4地区ごとに開催しましたのは、住民避難マニュアルが小学校単位で設定させていただいている関係から、今回の説明会につきましては、小学校単位の4地区で開催したところでございます。

ご指摘の、都合により来場できない方も当然いらっしゃるので、説明会の他に、この9月から10月にかけて、原子力広報番組「まいどまいどジャーナル」というビデオを作成してテレビを通じて皆さんにもご紹介させてもらっているところですし、ホームページでも広報番組が見られるようにアップさせてもらっています。

ご指摘の集落ごとの説明会につきましては、今後の状況に応じまして検討してまいりたいと考えています。

注：町のHPはこちら

<http://www.town.ohi.fukui.jp/sypher/www/movie/index2.jsp?genre=2>

## B. 住民避難計画について

### 1. 避難先について

(1) 県内避難先は敦賀市となっています。美浜原発や敦賀原発が地震や津波で被災すれば避難先として使うことはできません。私たちのチラシ配布では、敦賀市に避難することに難色を示す住民の方が多くありました。「原発のある敦賀に避難するなんて、ばかげている」等の声もありました。

敦賀市避難で、住民の安全を守ることができるのですか？

災害の状況に応じまして、敦賀市への県内避難が困難な場合は、兵庫県への県外避難を選択するというように。

敦賀市には原子力発電所が立地しておりまして、避難先としてどうかのご指摘でございますけれども、一方で、立地地域であるということから、他の地域に比べまして住民の方々の原子力に対する理解や正しい知識もお持ちだろうと思われまして、避難受け入れについても住民のご理解が得られやすいという部分もあるかというふうに考えております。

(2) 県外避難先は、兵庫県の川西市と伊丹市です。兵庫県が昨年実施したシミュレーションでは、高い被ばくが予測されています。このことを町民に知らせ、川西市・伊丹市への避難で安全が守れるのか意見を聞くべきではないですか？

兵庫県のシミュレーションにおきましては、福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合を想定しておりまして、加えまして、発電所の出力規模に応じた補正係数を乗じて想定されていると理解しています。例えば大飯発電所は1~4号基合わせて471万kWの総出力であることから、福島第一発電所の1~3号基の203万kWに対して2.3倍あまりの放

放射性物質が6時間継続して放出されるという、非常に過酷な条件のもとにシミュレーションなされたものになっています。

しかしながら現実的には、大飯発電所あるいは高浜発電所におきましては、原子力規制委員会の定めた新規性基準に基づいた徹底した安全対策を施しており、福島第一原発事故の2倍を超えるような放射性物質の漏えいが発生するような事故が起きる可能性は極めて低いと考えられますし、反対にそのような状況になるということは、新規性基準をクリアできないというふうに考えられると思っております。

したがって、町といたしましては、このシミュレーション結果だけをとらえて、伊丹市や川西市への避難が不適切であるということは考えていません。

[ 1才児の7日間の甲状腺被ばく量 ]

	大飯原発事故の場合	高浜原発事故の場合
川西市	1 1 1 . 9 mSv	9 9 . 3 mSv
伊丹市	1 1 2 . 2 mSv	9 2 . 2 mSv

放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果について  
平成 26 年 4 月 兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課広域企画室

## 2 . 安定ヨウ素剤の配布について

原発から5 km圏内の大島地区を除いて、他の地区では、安定ヨウ素剤は避難時に配布することになっています。例えば、名田庄地区の場合、「名田庄総合事務所」で備蓄し、「里山文化交流センター」で住民に配布する計画になっています。

( 2 番全体についての回答 )

安定ヨウ素剤の配布・服用につきましては、原子力規制庁から示された解説書に基づいた対応を行っているところでございますけれども、この解説書には配布手順等の細かい内容までは記載されていません。現段階では福井県が解説書の内容にそう形で、緊急時配布の手順を検討しておりまして、訓練等を通じて検証を重ねながら、よりよい対応を探っているところでございまして。

この10月16日も総合町民センターにおきまして県主催による安定ヨウ素剤の緊急時配布訓練が実施され、県内各地から関係職員が集まって研修や実地訓練を行いました。課題も浮かんできています(後のやり取りでは、時間がかかった、一人5分程との回答)。けれども町だけで解決できる問題でもございませんので、県や関係機関と連携いたしまして継続して検討を重ねていきたいと考えております。

( 1 ) 名田庄地区の約2,500名の住民が一ヶ所で安定ヨウ素剤を受け取るためには、里山文化センターの外にまで長蛇の行列を作ることになります。当然、高い放射線の中ですから住民の被ばくは避けられません。地区の人は「建物の中に入り切れないので、外で順番を待つ内に被ばくする。どれだけの時間がかかるのだろうか」と話されておりました。

このような配布計画に実効性があるのですか？

ご説明しましたような解説書に基づいた訓練をしていますけれども、それを実効性がないというふうなことでございますけれども、できるだけ実効性を上げられるような方法を今後とも検討していきたいということです。

実効性が全くないということではございませんが、できるだけ実効性をあげるような努力を

していきたいということでご理解いただきたいと思います。

(2) 配布場所は「里山文化交流センター」ですが、名田庄地区の南側の住民は、原発に近く北側に向かって安定ヨウ素剤を受け取りに行き、また南下して伊丹市に避難することになります。これでは、一層被ばくし、避難にも時間がかかるのではないですか？

今のところおおい町内の安定ヨウ素剤の配布場所は一次集合施設（下記の表の4つの配布場所）と同じ場所であるということになっておりまして、各小学校区ごとに一つということになっております。

実は、検討段階ではもう少したくさんの場所に設置したいという思いはあったんですけども、一方で配るために医師の配置をしなければならないということになりますと、地元におられてすぐに駆けつけられるお医者さんの数は限られておりまして、県のほうとそういう人員配置の調整をする中で、基本的には小学校区に一つということで今の計画上はなっています。

ですから当然、例えば県外避難する場合に名田庄の一番奥の納田終（のたおい）ですとかそういう所に設置ができればなおいいというのはもちろんあると思いますので、人員体制含めまして今後の検討課題でもあると思っておりますので、県の方とも色々ご相談をさせていただきながら、今後できるだけ充実をはかっていく方向で検討させていただければと思います。

(3) 安定ヨウ素剤の町内の配布場所は4ヶ所で、各地区1ヶ所となっています。配布のための町の職員や薬剤師等は手配できるのでしょうか？ PAZの大島地区の事前配布では、多くの職員と時間が必要でしたが、事故時では一度に多くの対応に追われ益々職員の確保は不可能ではないですか？

(4ヶ所の配布について) 県とご相談させていただきながら、今現在、町職員等につきましては配置ということになりますともう数も限られています。ですから町職員だけでは対応はなかなか難しいと思いますので、県や関係機関のご協力をいただきながらと思っておりますけれども。

町職員だけで避難に対する全ての対応をしようと思うと限界があると思います。人的な問題としては町職員で全てを賄うということは難しい部分はあります。ですからそういった中で、こういった団体・関係機関にご協力いただきながらやっていくかも、訓練の中での課題を踏まえての今後の対応ということになってこようかと思っております。

### 安定ヨウ素剤の配布場所

「住民避難マニュアル」18頁より

配布場所	配布対象地区	備蓄場所
はまかぜ交流センター	大島地区	はまかぜ交流センター
総合町民センター	本郷地区	おおい町役場
ふるさと交流センター	佐分利地区	
里山文化交流センター	名田庄地区	名田庄総合事務所

(4) 「住民避難マニュアル」(13~14頁)では、学校や保育所からバスで直接避難する場合もあると書かれています。学校や保育所に安定ヨウ素剤は保管されていません。子ども達はいつ服用するのですか？

学校の子どもさん方につきましては、今のところUPZにおきましては緊急時配布というこ

とで、配布は一次集合施設（前ページ表の「配布場所」4か所）で配布させていただいて服用するという事になっていますが、これも国の解説書の方では確かに学校等にも備蓄をするということも書いてございますし、県の方もそこは意識をされておられまして、今後の調整していくべき課題かなというふうに思っております。

今そこはしておりませんが（学校等には保管していないが）、そういったことも含めて検討していく必要はあり、県もそういうふうに、全くそういう検討するにいたらないという認識ではないと思いますので。今後、どこまでこういった充実をはかれるかは、いまここでははっきり申し上げられるレベルにはありませんけれども、充実をさせる方向で今後も引き続いて検討していかなければならない。

（５）現在の計画では、「住民避難マニュアル」（18頁）に書かれている「安定ヨウ素剤の予防服用」は不可能です。町民全員に事前配布すべきではないですか？

事前配布につきましても、今のところ国の方針としてはPAZという言い方をされておられまして、しかも我々の自治体としては、さきほども申し上げましたように町の職員だけでやるわけにも、やることもできない。特に県のほうの采配で安定ヨウ素剤の配布をさせていただいているというのが実態でございますので、こちらへは県と協議をしながら今後こういった方向へ向かうのかというのは今後の課題だと思います。

### 3. 入院・入所の要援護者の避難について

住民は風向きによって県内と兵庫県への二通りの避難先があります。しかし、町内の入院・入所の施設（6ヶ所）の避難先は敦賀市だけです。

（１）これでは、入所者や職員は敦賀市に避難し、その家族は県外に避難するという場合もあり得ます。さらに、原発のある敦賀市だけが避難先となれば、地震や津波で美浜や敦賀原発等に被害が及べば避難はできません。敦賀市の施設も福井市等に避難することになるからです。

要援護者の避難先が敦賀市だけでは、安全を守ることはできないのではないですか？

入院・入所施設の受け入れ先につきましては、福井県の方でマッチングいただいたものもので、おっしゃられます様に県外避難の場合の避難先については今後の大きな課題であると認識しています。

ただ、一自治体で解決出来る問題ではございませんので、県あるいは国がしっかり指導的な役割を果たして頂く様に、今後とも継続して要望させていただきたいと考えています。

（２）私たちは、名田庄地区の入所施設を訪問しましたが、対応された職員は、避難先のこと、施設の避難計画についても知らないとのことでした。また、この施設の避難先である敦賀市の施設に問い合わせましたが、夜間は職員の宿泊はなく入所者だけに任せているとのことでした。このような施設に避難しても大丈夫なんでしょうか？連携がとれているのか不安です。

避難元と避難先の施設は、それぞれ相談や調整はしているのですか？町も関与して、調整などを行っているのですか？

もともと、入院・入所施設のマッチングについては県に主導してやって頂いております。今後、訓練等を通じて一つひとつ認識を深めて行く段階なのかなとおもっております。

今の段階で町と施設が十分に連携して、常に定例的な協議を持つと言うレベルには至っておりません。けれども、当然やって行かなければならない課題だと思っております。

(3) 避難先となっている敦賀市の福祉施設を訪問しましたが、おおい町から避難してくることは知らず、資料を調べて初めてそうなっていることを確認した施設もありました。

敦賀市の要援護者施設は福井市に避難することになっています。一方では自らの施設の避難を検討し、他方ではおおい町からの避難を受け入れるという二重の責任を負わされています。

これは、福井県の「県内避難」の計画そのものに大きな矛盾があるのではないですか？

敦賀市は、県内避難という事態になれば自分の所で受入れをしなければならず、県外避難となれば、奈良県の方へ行くことになっていますので、県内避難、県外避難を含めて考えておられるとのことでした。

敦賀市への避難が矛盾すると言う事につきまして、質問に書いてあるのですが、町としまして正直な事を申し上げまして県の方でやって頂いたことなので、町の方からはどうこういう事につきましては答えを控えさせていただきたいと思えます。

今後、そういう疑問が湧かないよう検討を重ねて行きたいと思えます。

#### 4. 在宅の要援護者の避難について

入所施設の不足や国の方針によって、在宅の要援護者は増加しています。町内でも「小規模多機能型居宅介護施設」等通所中心の施設やデイサービスの利用者が多くいます。

(1) 要援護者の人数や症状等は把握できていますか？

町では民生委員の方に協力いただいて災害時の要援護者台帳を整備しており、定期的に要援護者の確認等をしており、ある程度は把握できていると思っております。

(2) 介護施設でサービスを受けている時に事故が起きた場合、家族に迎えに来てもらって避難することになっていますが、不可能ではないですか？

家族の方に迎えに来ていただくのが無理ということであれば、町の福祉車両等を使って行くと言う事になりますが、絶対数が足りない事が考えられます。(3)とも関係しますが、県とは社会福祉協議会の保有する車両提供についても協力依頼をしております。

場合によっては嶺南や近辺だけでなく嶺北からも福祉車両を融通していただく事や、関係機関ということで、自衛隊や消防にも協力いただきながら対応していくことで、十分ではないけれども、検討している所です。

(3) 通所施設では「多くの方が車イスを利用しており、避難の場合に専用車両もない」との戸惑いの声も聞きました。避難する手段は確実に確保されているのですか？

(2)で回答しました。

(4) 在宅の要援護者の避難所は、一般の体育館となっています。車イスへの対応、ほとんど寝たきりの高齢者・病人等への対応はできるのですか？

体育館など一般の避難所での生活が困難な方につきましては、個室の確保や入院できる医療機関を手配すると言った対応が必要となるケースもあるだろうと思えますので、ご指摘の支援体制の強化につきまして、今後の課題として関係機関との協議を進めてまいりたいと思えます。

(5) 県外避難先の兵庫県川西市と伊丹市は、昨年3月に私たちへの文書回答で以下のように答えています。

- ・「2回目のおおい町との協議(2013年11月11日)の中で、福祉避難所の確保が進んでおらず、多数の要援護者を受け入れることは困難である旨を回答しています」(川西市)
- ・「福祉避難所は現在伊丹市には5箇所しかなく収容可能人数も70名弱のため、受入について考慮はしているものの現実的に厳しい状況であります。要援護者を受け入れ可能な福祉避難所の数を増やすことが必要であると考えます」(伊丹市)

それ以降、川西市、伊丹市と要援護者の避難について協議は進んでいますか？

伊丹市、川西市との協議につきましては、要援護者の受入れという面では、先方に充分受入れ対応出来る施設が無いと言う事をお聞きしていますが、現在のところ明確な解決策を見出す所に至っておりません。

さる8月に先方の担当の方々とも話をさせていただき、協議させていただきましたが、その時の受入れ側の話として「伊丹市、川西市だけでなく兵庫県の20余の市町の統一的な受入れマニュアルを兵庫県に示して頂ければ、受入れの考え方も進んで行くのではないか」という話もしておられました。

受入れをした場合の緊急物資はどうかとの話は、非常物資は国の方で手当する方策と考えておられるということでしたので、避難者受入体制の整備についても協議を進めて参りたいと考えます。

## 5. 屋内退避等について

毎時20~500マイクロシーベルト未満の高い線量でも屋内退避をして、1週間以内にやっと一時移転となっています。

(1) 「住民避難マニュアル」(15頁)では「地域生産物の摂取をしないようにしてください」と書いてあります。しかし農家は自作の野菜等を食べており、屋内退避中なので食料を買いに出かけることもできません。食料や飲料水はどのように確保できるのですか？

20~500マイクロシーベルトの間では、1週間程度のうち一時期、避難に出ずに屋内退避していただくことになっております。ただ原子力災害に限らず日頃から万が一に備えて備蓄しておくことが望ましいとは考えておりますけれども、一方で、(2)番とも関係していますが、薬の服用などの関係で屋内退避ができない、耐えられない方々が出てくることも事実であると思えます。こういった方々には先行避難していただくことも検討していく必要があるのではないかと考えております。

(2) 在宅の障害者や病人は、屋内退避中なのでヘルパーも来ず、薬を手に入れるために出かけることもできません。屋内退避で住民の安全を守ることができるのですか？

ご質問にもございますように前回の説明もありましたようにマニュアルには基本的パターンを示してあり、当てはまらない場合については個別に対応していくこと、臨機応変に対応していくことも当然視野に入れて検討していかなければならないと考えております。

## 6. スクリーニング(汚染検査)・除染について

(1) 兵庫県に避難する場合、スクリーニング場所として「きのこの森」と「道の駅名田庄」があげられています。これらは原発から近すぎるため、ここで検査・除染しても避難先に着くまでにまた汚染・被ばくするのではないですか？この2ヶ所は使えないのではないですか？

